
じんけん ぶんか まちづくり

一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会

第 54 号 (2017 年 1 月)



もくじ

○巻頭コラム「部落差別解消推進法」成立に思う	3
○評議員のページ「太鼓づくりの里・姫路へ」	7
○評議員のページ「吉本百年」といわれることのすごさと危うさ（後編）	8
○理事のページ「部落差別解消法とメディア・リテラシー」	15
○楽遊ガイド X 看守（元）、おつれあい、ご家族の皆様にご幸多かれ。	20
○「はじめてのリバティ裁判」	22
○「水平社博物館 フィールドワーク」	23
○「現代的課題講演会」	24
○「企業人権協との交流会」	26
○「フィールドワークに携わって」	27
○「世界人権宣言 68 周年記念豊中集会」	28
○「部落解放研究第 50 回全国集会」	29
○書評「発達障害の僕が輝ける場所を見つけられた理由」	31
○新聞切り抜き帖から「医療ケアの必要な子どもの保育」	32
○蛭池地域から「阪神大震災から、高齢者交流の集いへ」	33
○豊中地域から「地域サロン トークマインド」	34
○変更のお願い	33
○編集後記	35

表紙の写真「伊藤若冲生誕の地・錦市場」

◆ 2016 年は画家・伊藤若冲（1716～1800）の生誕 300 年ということから、各地で展覧会などさまざまな催しが行われ、私もいくつかを楽しんだ。8 月、『伊藤若冲展』前期（相国寺承天閣美術館）では、かの「動植綵絵」30 幅が展示され、様々な生き物や花、野菜などが微細かつ鮮烈に描かれ、圧倒・圧巻！驚嘆・感嘆！の「若冲ワールド」に魅了された。10 月、『若冲の京都 KYOTO の若冲』（京都市美術館）では、ピカイチの「群鶏図」や奇抜な像、孔雀、鸚鵡に会えた。『非公開文化財特別公開』（伊藤家の菩提寺・宝蔵寺）では、『竹に雄鶏図』『髑髏図』の水墨画が公開された。◆ 異色なのが、若冲にまつわる謎解きがストーリーの劇団京芸の『若冲異聞』（10 月）だ。300 年前の世界が現代に蘇る舞台設定ができるのは京都ならではだし、好奇心が掻き立てられ、かの時代に生きた巨人へといざ

なわれた。連綿と息づくものの内に秘められた歴史のパワーを感じるとともに、想像力と創造力によって紡ぎ出された物語が、新しい伝説となっていくことを目の当たりにした。◆若冲と豊中の縁も特別だ。天明の大火で京都を焼け出されて一年ほど滞在したのが小曾根の西福寺で、若冲は「仙人掌群鶏図」と「蓮池図」を残した。これは年 1 回（11 月 3 日）に無料公開されているし、アクア文化ホールの緞帳にも描かれている。◆この日（12/18）、若冲が生まれた錦市場は買い物客や観光客でごったがえしていたが、アーケードには絵がいくつも吊るされ、店のシャッターも若冲一色に染まっていた。

●ご案内⇒『伊藤若冲展』後期（京都・相国寺承天閣美術館）：2017 年 5 月 21 日（日）まで

【佐佐木 寛治（事務局長）】

巻頭コラム



朝日新聞（2016年12月10日）より

「部落差別解消推進法」 成立に思う

佐佐木 寛治（事務局長）

部落問題解決のための法律と言え、1969年に制定された「同和対策事業特別措置法」だろう。これに基づいて被差別部落に対するハード・ソフト両面の事業が行われ、実態的差別の解消（部落と部落外との格差是正）が進められた。延長・改正等を経て2002年に失効した後、「人権擁護法案」（2002年）、「人権委員会設置法案」（2012年）が提案されるが、いずれも廃案になった。一方、国連からは「独立した人権機構」を設置するようとの「勧告」が1998年からたびたび発せられている。そうした中、2013年3月には「障害者

差別解消法」が、2016年5月には「ヘイトスピーチ対策法」が成立したように、今回の法案も人権課題には個別法で対処する」との自民党の方針の一環とみていいだろう。

唯一反対した共産党は、「社会問題としての部落問題は、基本的に解決された到達点にある」と主張したが、ここには部落差別の現実をどう見るかという基本的な問題がある。ネット上の部落差別がクローズアップされているが、それだけで部落差別の現実を説明し尽くせないことは明らかだ。問題はそれらが噴出して来る根っこにこそあり、探っていけば、深い闇にも似た世界があることに行き当たる。それは、自治体が定期的に行っている「意識調査」に偏見や忌避意識が根強く存在していることを示すデータが決まって表れることとも対をなしている。もちろん、かつてのように歴然とした被差別実態は姿を消しているが、被差別部落に、社会的な課題がいくつも集中していることも事実としてある。それらは被差別部落外にも共通する問題として存在しているが、だからといってひとくくりにしていいわけではない。何となれば、貧困にせよ、教育・就労問題にせよ、それが問題として立ち現われる源には固有の問題が張り付いているからだ。

大阪府同和问题解決推進審議会の議論で、こういう意見が出されている。「果たして同和地区にさまざまな人権

の課題が集中的に現れている現実を部落差別と切り離して考える意見は成り立つのかどうか。部落差別とは関係がないとすれば、その集中は何によってもたらされているのかという説明が要る。」

「対象地域で見られる課題は必ずしも全てが部落差別の結果と捉えることはできないというのは、100%部落差別の結果ではないと思う。一体何%なのか、どれぐらいなのかということはわからないと思う。ということは、対象地域で見られる課題は、多くの場合、部落差別の結果と捉えることができるというふうに表現しても同じことだろう。あえて言うと、対象地域で見られる課題は、多くの場合、部落差別と社会的要因が重なった結果と捉えることができる。」

つまり、部落に現れる課題には濃淡はあっても部落差別の色がついているということ、世代をつないで重なり積みもってきたものであり、いかにねちこく、執拗にからみついているかということだ。部落差別に対するこうした洞察力を欠いてしまうと、差別は見ようとしても見えず、視野に入らなくなり、「部落差別はもうない」といった結論になる。

また、電子空間（ネット）に氾濫する差別情報を書くのは具体的な人であり、それはその人の部落観の反映であるが、それは部落問題と何らかの「出

会い」があって身に付けたものだ。残念ながら、部落について流布している言説・情報は否定的なものが多く、それを真に受けしてしまうところもまた部落問題の特性と言える。誤解しないでほしいが、社会には部落差別が渦巻いていると言っているのではない。部落差別というものが「正体」がつかみどころがなく、そのくせ容易に人を虜にする、とてもやっかいなものだということだ。

豊中市のことで言えば、毎年のように「同和地区」を問い合わせる事件が起きているが、人はなぜその場所を知りたいのか？差別意識があることはもちろんだが、ホンネの部分には、「まかり間違っても部落と見なされて差別されてはかなわん」という思いがあるのだと思う。つまり、差別をされないためにこそ、その情報を手に入れたいのだろう。だから、問い合わせをする人は、自分の行為が差別につながるなどとは露ほども思っていない。部落差別が存在し、生きているということは、人々の振る舞いに有形無形の影響を及ぼすということが、これだけでもわかる。

そして今、「同和问题解決推進協議会」（7期目）が、市長から「豊中市における同和问题の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」の諮問を受けて、基づいた議論を行っているし、人権まちづくりセンターのあり方についての協議も

行われている。これらはこれからの市の部落問題解決行政および人権行政の行方を左右するものだが、この領域でそれなりの地歩を築いてきた豊中市としての真価が問われることにもなるはずだ。

「部落差別解消推進法」は法律名に「部落差別」という言葉が入ったのは初めてであることをはじめ、部落差別の存在を認め、「許されないものである」として、部落差別のない社会実現をめざすことをうたっていることは、評価していい。しかし、差別禁止や人権侵害救済は盛り込まれず、実効性にも疑問符がつくし、その理念を現実化するための仕掛けと具体策もこれからで、綺麗ごとで終わってしまう恐れもある。だからこそ思う。差別の現実を変えるのは法律ではないこと、私たち一人ひとりの不断の取り組みこそが不可欠であること、法律はそのために活用すべきものということを忘れてはいけないと。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下



にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進

するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

現在もなお部落差別が存在するとともに、

情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

人権相談をご利用ください

●定例相談 月曜・水曜・金曜日
9時～17時 蛭池事務所
(蛭池人権まちづくりセンター内)
電話：06-6841-2315

●出張相談 毎月第2・第4木曜日
13時～15時 豊中市役所第2庁舎
1階広報広聴課広報係

●人権相談 月曜日～土曜日、
9時～17時 豊中事務所
(豊中人権まちづくりセンター内)
電話：06-6841-5300
メール：bwz37306@nifty.com

高野 アヤ子（評議員）



先日、人権協の現地研修で姫路の太鼓屋六右衛門を訪ねました。十八代目杉本大士さんの講話、太鼓づくりの工程などを拝聴することができました。太鼓づくりの現場を見学するのは初めての経験だったので、見るもの聞くもの感動の連続でした。毎年、原田神社の秋祭りに出向き、お宮入りのお神輿を見学していますが、あの地区の太鼓は大きいとか、この地区の太鼓は音がすばらしいとかその程度の感想だけで、太鼓づくりの大変さは想像だにしませんでした。

この度の研修で太鼓づくりがいかに大変な仕事であるか知ることができました。太鼓をつくるということは、材料が揃うまでに果てしない時間がかかるということ、例えば、太鼓の木の部分を作ろうと思ってもケヤキであれば10年20年と乾燥させたうえで、ゆがみとかを修正し初めて太鼓になります。

18代目杉本大士さんの話の中で、牛の革を触っている人間は人から良く思われたい、後ろ指を刺され

ることもあるし、いざ結婚するという時も大変なことなのだと聞きました。牛の革を触る仕事は血の匂いや脂の匂い、動物的な独特な匂いがしますし、ハエも卵を産んでウジ虫もわきます、きれいな仕事ではないけれど小さい時からおじいちゃんの太鼓を作っている姿は素晴らしくて、神様みたいな存在で父親も尊敬していました。家族の中にかわいがられ何不自由なくそだててもらった十八代目ですが、小学校5年生、6年生頃になると自分の周りから友達が消えてしまい、たった一人きりになりました。その疎外感にやりきれなくなり、だんだん性格がきつくなっていきました。そして今度は逆に人を傷つける方に回り気持ちを発散させていました。高校は自の素性を知らない高校へ行き、そこから友達がふえていきました。ボランティアとか色々な経験をしていく中で、ある保育園のキャンプに行き、その時の経験が楽しくて自分の職業は保育園の先生と決めました。大学卒業後、小学校の免許と幼稚園の免許をとり、念願の保育園の先生になったのですが、太鼓づくりの神様

と尊敬していた、おじいちゃんの死に遭遇するのです。十八代目を願うおじいちゃんから逃げてばかりいた自分が悲しくて、おじいちゃんの背中を追っかけて十八代目を継ぐことにしました。継いだものの、この仕事は苦しい大変な仕事です。まして経営するというのは仕事を探してその仕事をもらわなければなりません。自分は家族のために働けばいいのですが、子どもの事を考えると周りから後ろ指をさされたり、自分と同じような経験をするのではないかという不安と恐怖感はありません。

今は自分の仕事に誇りを持っているので、一人でも多くの人が体験談を聞きに来てほしいとのこと。そしてこんな人間がいるという事を知ってもらって、職業差別がなくなれば子

もたちも笑顔で過ごせるのではないかと思うところです。間違った意識を間違った言葉で吹き込まれると、それが正しいと思う人間がふえてきます。そうしたことに関係なく突きのけて、太鼓をつくる仕事はすばらしい、太鼓の音は気持ちがいいと思いながら、太鼓を打つうえで、太鼓の作り手を思い知ってほしいと思います。これからは原田神社の秋祭りに行き太鼓を見るたびに、音を聞くたびに太鼓屋六右衛門とで会い得た知識を思い出すことでしょう。かけがえのない体験でした。



評議員のページ

西田 益久（評議員）

「吉本百年」といわれることのすごさと危うさ（後編）

⑦ 吉本と初代桂春団治（1878年～1934年）

1921年（大10）借金地獄のどん底にいた春団治に、救いの手をさしのべたのが吉本せいである。春団治といえば天性の芸人であり浪花の落語の頂点をつくった人気者である。無軌道な極楽トンボの春団治が、大阪の伝説的な落語家として今も名を残しているのは、吉本せいによるものである。

天満天神「繁昌亭」の入り口前に真っ赤な人力車が置かれている。桂春団治が愛用した人力車だそうである。彼の人生

は借金まみれ、まるで火の車と洒落たのだろう。借金まみれの春団治に破格の給料500円（大卒50円の時代）で吉本と契約を結ぶ。

初代桂春団治は映画や歌にも唄われた破天荒な芸人として語りつがれている。天才的と言われる巧みな話術、従来の古典落語にナンセンスなギャグを取り入れた落語で爆笑王であった。また破滅型の天才芸人としても知られている。借金や女遊びそして酒乱と麓（ろく）でもない人間であるが、それが彼の人間としての魅力ともされてもいる。関西では藤山寛

美、横山やすし、やしきたかじんなど多くの芸人に影響を与えた。春団治を歌った「浪花恋しぐれ」は都はるみと岡千秋が大ヒットさせた。

初代春団治は本名を皮田藤吉と言ひ、大阪の被差別部落出身であった。父は皮革の染色を生業にしていたようで、彼は隠す様子もなかったとされている。

吉本の高座に出ていた頃、借金が重なり自分の十八番を質入れしてしまった。舞台では他のネタをしゃべるのだが客は納得しない。するとまたご贔屓から「その十八番買ったり」と威勢の良い声が飛ぶ。どうみても憎めない噺家であったようであるが、彼を支えたのはせいである。

吉本せいは商売人であったが、篤志家であり面倒見の良い興業主でもあった。通天閣が売りに出され時、大阪のシンボルが消えようとする危機を救ったり、関東大震災の折は被災地に毛布を送り続けたり、東京に落語芸術協会をつくったなど社会貢献にも熱を注ぐ。

千日前を開いた香具師奥田弁次郎も人情家であった。引き取り手のない旅芸人の遺骨をねんごろに阿倍野墓地に



葬り立派な供養碑を建立、旅芸人一人ひとりの名を刻ませた。せいはその意志を継いでいるのかもしれない。

⑧小説「伊豆の踊子」に描かれた旅芸人たち

1926年(大15)川端康成の伊豆の踊子は、旧制高校生が孤独なわが身を苦しみ憂鬱と寂寞たる悲しみを抱えるように伊豆を旅する物語である。修善寺、湯ヶ島、天城峠のトンネルを抜けたところで下田に向かう旅芸人一座と出会う。雨を避けるために入った茶店の婆さんは卑しい風采の旅芸人と高校生を同席させないよう奥へ案内する。旅芸人の一人、古風に結った髪に凛々しい小さい顔の踊子(薫)は、高校生に淡い感情を抱かせる。彼は旅芸人一行と素性の違いを気にすることなく生身の間人同士の交流をし、人の温かさを肌で感じた。孤独な川端にとって踊子を取り囲む一座のやさしさに癒され惹かれたのだろう。

高校生は婆さんに「あの芸人は今夜どこへ泊るのでしょうか」「あんな者、どこに泊まるやら分かるもんですか。お客があればどこへでも泊るんでございましょう。今夜の宿のあてなんかありゃするもんですか」

川端康成は小説の中で旅芸人の置かれた社会的状況をありのままに描いている。当時、旅芸人は河原乞食と蔑まれ、物乞いなど見做され差別されていたのである。小説では村の入り口に立てられた駒札には「物乞い、旅芸人ここより入るべからず」とあり、小説

では一座が村に足を踏み込んだとたん、子どもたちから石や物を投げかけられる。踊子（薫）が困惑していると「相手にしなさんな」、おふくろがたしなめる。村ごと大人から子どもまで旅芸人を差別していた時代である。

高校生が旅芸人と同宿しようとする「ここは旦那様（高校生）が泊るようなところじゃござんせん」と一座から諫（いさ）められる。芸人が宿泊する木賃宿は一般の旅館と区別されていたのである。大正から昭和にかけての芸人の置かれた立場がよく理解される。あからさまに差別されていた時代であった。吉本が困った芸人たちも同じ境遇だったのだろう。吉本せいと同じ時代を生きた村の芸人たちの記録が残る。

⑨住吉地区の仕事に「芸人」の記録

大阪市内の住吉地区を訪問する機会があった。住吉の歴史を伺いながら興味深いことに村の仕事に「芸人」があった。1905年、1910年生まれの人たちからの聞き取りである。旅芸人として諸国を巡業していたのだろう。次のように聞き書きが残されていた。

※師匠言うたら、行くところ行くところが師匠。三味と歌と踊り、お話で歌うてくるんじゃ。夜2時までとか、朝方まで踊るものは踊るし。その時20円もろて、一人前になったら45円もろた。

※漫才師は40円もろて、わし45

円（大卒初任給35円位）もろて。難波に来て難波の舞台に出たよ。吉本も花月もいろいろ。どこへ行っても友だちおったよ。京都に行きや京都の芸人と、飛田にいきや飛田の芸人と友だち、芸人稼業は我が一人で行こう思たら無理、部落の人多ましたね。ほんま10人おったら8人までが部落の人、多ましたわ。

※わたしは芸人で回ってましたんや。神戸に行ったら春日道、それから福原、色街のあるとこ、七条あの辺ずっと回って、たとえの話、住吉から、今からどこかへ行こうかと思ったら、飛田で儲けた銭で京都へ行く。そこで働いてまた稼ぐ。そうやって日本全国行って来たんですわ。若い時分には、舞鶴からあの辺……。行ってへんのは北海道と九州だけだっしょ。

※歌も唄い、琴も弾きや、三味線も弾くよ。それもお師匠さんにかかったことないんだっせ。友だちのを聞いて、こうやああやいうて教えてもろて。我がこれで飯食わんならんということ頭においてあったから、じきに覚えた、少々のもんは。

※わたいら三人で琴弾と三味線と。三味線は目の悪い上田の婿はん、そら達者なもんですわ。あれが三味線弾いたら、わし琴弾く、あれが琴弾いたら、わし三味線弾いたり、太鼓は別に雇たりして、日送ったんですわ。

※そう難儀したことおまっせ。明石で呼んでもろて、雨降って看板もなんもボトボトや難儀した。そんな時、明石の駅のこっち側、茶屋に上がらして

もろて、その旦那というのが神戸の部落の大將だった人やった。ほいで「なんやお前ら」「こないこないで」「そら気の毒やな」言うて舞台上がらしてもうて、そんな時に銭 10 円もろたん、よう忘れへんな。あんな時分の 10 円大きまんが、5 円でも大きい。

いわゆる色ものと言われるような芸人たちであるが、こんな苦勞話しかから被差別地区と芸能との関係が垣間見えたりするものだ。どこへ行っても部落の人が多かったという。旅芸人としてあちこちを廻りながら演芸小屋や寺社の縁日で一席を打って日銭を稼いでいたのだろう。吉本の舞台に当地区の人たちがどれほど立ちえたか知る由もないが、飯食うために、生きるために、芸能が村の生活を支えていたのである。

⑩大きな戦禍を残しながらも吉本は笑いの殿堂を築く

第二次世界大戦の敗戦後（1945 年～）、多くの芸人が戦死し消息不明となるなか、生き残った芸人が仕事を求めて大阪西成区山王「てんのじ村」につてを求めて集まるようになる。ここには昭和の初期から長く芸人が住み着いた。国鉄、地下鉄、南海電車、阪堺電車など交通の便が良く、どこの高座に行くにも便利であった。ミヤコ蝶々や人生行朗、海原お浜小浜など名だたる芸人が路地にたむろしていたのである。

戦災で劇場のすべてを失った吉本は一からの出発となる。戦後の演芸は松

竹系に大きく溝をあけられていた。吉本は映画興行にシフトを変える。吉本せいの実弟である林弘高が東京吉本支社を興し、浅草花月・江東花月・横浜花月などをオープンさせ劇場や映画館経営に乗り出す。また大泉映画を設立し社長に就任後、東映に発展させたりした。

1956 年頃から街頭テレビの時代が始まる。花形スターであったプロレスの力道山をテレビの前に釘づけにしたのも吉本である。絵梨チエミをプロデュースしたり、進駐軍専用の「グランドキャバレー」を経営したり、いずれも大ヒットとなる。また関西隋一のボーリング場を設営し 1960 年後半から全国的なブームを引き起こす。女子プロレスブームにも吉本は相乗りし 1995 年に旗揚げしている。意外なことに沢村栄治など巨人軍の黎明期を創ったのも吉本である。吉本興業はどこまでも香具師（やし）であり興行師なのである。

⑪吉本の真骨頂「吉本新喜劇」誕生

吉本創業の頃、演芸の中心は落語であった。噺をじっくり聴かせる「桂派」、派手で陽気な落語が特色の「三友派」があり、吉本は落語ではなく色もの中心の「反対派」といわれた岡田政太郎に協賛し、お笑い演芸の道を探ってきた。吉本が目論み通り上方では落語が凋落の一方、色ものである漫才は見事に成功したのである。伝統を誇る歌舞伎や能狂言の世界から民衆を大衆演芸へと引き込んだ。道頓堀の芝居小屋か

ら千日前の演芸場へと人の流れを大きく変えたのである。

「理屈や伝統はいらん。噺の上手、ヘタも関係ない。演芸みたいなもの、楽しましてくれたらそれでええ。客にとっては安い値段で見られ、無条件にオモロイもんが最高なんや」それが「反対派」岡田の本音であり、それを実現させたのが吉本の漫才であった。

1962年（昭37）、なんば花月をオープンさせた。「吉本新喜劇（バラエティ）」の旗揚げである。吉本の真骨頂である「万歳芝居」で突っ走る。白木みのる、平三平、財津一郎、岡八郎、花紀京、中山美穂、原哲夫、ルーキー新一など、そうそうたる個性派の芸人を生み出した。彼らが演じる舞台は持ちネタを繰り広げるドタバタ劇であり、ナンセンス劇である。ストーリーよりギャグ、演技よりキャラクターが重視され、スラップスティック（ドタバタ喜劇）だと言われるゆえんである。その集大成が同年のテレビ「てなもんや三度笠」である。吉本所属の芸人たちがお茶の間に登場し人気を独占したのである。番組では東西の人気芸人から有名俳優・歌手まで舞台に上げ吉本イズムを喧伝したのである。

1965年になるとテレビ普及率が90%を越え、さらにバラエティで勝負をかける。そして何より吉本が落語家や漫才師を育てたのである。深夜放送のスターである笑福亭仁鶴や「歌えヤングタウン」の桂三枝、そして漫才界の頂点に立った横山やすし・西川きよしなど、1970年代から80年代に

は漫才ブームを引き起こし、ザ・ぼんち、島田伸介・松本竜介、明石家さんまなどがスターダムにのし上がった。他方、松竹新喜劇は、藤山寛美を座長として、渋谷天外や小島秀哉らが分かりやすい人情喜劇で人気を博した。しかし、寛美の死後はかつてほどの隆盛は戻らなかった。春やすこ・けいこなど人気はあるものの松竹芸能全体としては振るわなかった。

吉本興業はまさしくお笑い界の第一線を走ってきた。多くの芸能にあって伝統や旧弊に縛られない自由な発想からの笑いが大衆の心を掴んだのだろう。しゃべくり漫才やどつき漫才、ギャグの連発、面白ければ何でもありとして大衆に受けたのである。ただ大衆に迎合するあまり芸術性からは遠ざかる。

歌舞伎や文楽からは人間国宝が生まれている。落語家の中からも柳家小きんや桂米朝そして柳家小三治がいる。しかし、今の漫才師から重要無形文化財保持者（人間国宝）が生まれるだろうか。



⑫まとめにかえて

吉本漫才は演芸の王国を築いた。世襲を重んじる芸能ばかりが伝統文化だとは思わない。「口伝は師匠にあり、稽古は花鳥風月にある」文楽の世界には世襲はない。「家、家にあらず、継ぐをもて家とす」、家を継ぐのではない、芸を継ぐのである。世阿弥の芸能に対するきびしい言葉である。常に不倫や隠し子スキャンダルが絶えない体たらくな歌舞伎界もある。漫才はハングリーな芸能である。一攫千金を夢見てNHK 上方漫才コンテスト・上方漫才大賞・上方お笑い大賞・M1 グランプリに賭ける芸人は多い。小難しい理屈やしきたりはいらぬ。グランプリを獲れば一躍スターの座が保障される。すべての結果が笑いにある。

とにかくお笑い芸人がどのチャンネルでも大活躍である。しかし、彼らの笑いに誘われこそすれ素直に笑えないことも少なくない。無理やり笑わせているだけ、詮ずるところ稚拙で心から笑えないこともある。

漫才とは本来「エンタツ・アチャコ」のような洗練された話芸により聴衆を楽しませるものである。それがどうだろう。どついたり、品のないギャグを連発したり、相方を見下げたり、身体的特徴をなじったり、およそ話芸にはほど遠い笑いでしかない。コントと言えば聞こえが良いがドタバタと騒いでいるに過ぎない。それらの笑いは蔑みの嗤いであり、本来の話芸ではない。話芸のみで笑いをとった漫才師も多かった。秋田 A スケ B スケ、ダイマル

ラケット、夢路いとし喜味こいし、獅子てんや瀬戸わんやなど、話芸の王道を極めた漫才師たちである。

かつて門付け芸は、蔑みの眼差しを向けられ、冷ややかな嘲笑を浴びせられようとも、家々を寿（ことほ）ぎ、民の幸せを願いながら被差別に耐えた歴史でもある。それは有名伽藍が祈る鎮護国家とは違い、民衆のささやかな願いを支えた生活文化として息づいていた。

スタジオで繰り広げられる笑いは、「旅芸人が来た」と言わんばかりに、村から締め出し、石ころを投げつけたり、冷ややかな眼差しと見下した傲慢さがスタジオで再現されているように思う。そこには人間への崇敬の眼差しはなく、温かさや誇らしさが無い。天に唾棄する行為に似ている。富も名声も得た芸人たちが、人としての品性に欠ける。人を蔑むことを笑いにしてほしくないものだ。門付け芸人だったルーツを学んでほしい。ルーツを学ぶとは芸能の本質に迫ることであり、人を幸せにする本物の芸を磨くことでしかない。

学校でのいじめや差別は自殺者を出すほど深刻な社会問題である。お笑い芸人たちがスタジオで演じていることは、学校でのいじめにつながる。「それって、きもい、きしよいなあ、あんた、めっちゃきもいで・・・」そんなやり取りでスタジオが笑いの渦に引き込まれる。

教室でも常に誰かを標的にしながら誰かを見下げて嗤っている。それが容

姿であったり、家庭環境であったり、性格であったり、学習や運動能力であったり、笑いのネタ（いじめ・差別）はいたる所から見つけてくる。まして端（はな）から在日外国人であったり被差別地区出身だったりするとなおのことである。スタジオの「からかい」や「いじめ」はどちらにも高額なギャラが保障されるが、生身の学校では、からかいの代償は死であったりするのだ。

芸能とは「エンターテインメント」の役割が大きいのは事実である。面白ければ何でもよしとする傾向も理解できる。しかし、芸能者の歴史は時代への反骨精神に貫かれてきたことを忘れてはならない。歌舞伎は傾く（かぶく）と言われ当時の最先端のファッションを身にまとい、社会にあらがう人たちを「かぶき者」と言った。だから幕府の監視もきびしかった。芸能に生きるとは社会に対する怒りやレジスタンスの表現者であってほしい。それは権力者とは一線を引くことである。芸能には不透明な時代だからこそ時代を突き抜けるパワーが期待されているのである。

吉本の重鎮に笑福亭仁鶴がいる。芸人として彼だけが吉本興業の経営陣として相談役に名を連ねる。

その昔、笑福亭松鶴が深夜ラジオで若い人に向け彼の体験を語っていた。無名時代にひたすら淀川の土手で木枯らしの吹く北風に向かって声が潰れるまで稽古をした。時間のある前座の時に一生懸命に知識を増やすことを

忘れなかった。本は視野を広めた。仁鶴は語りかける。「一夜でアイドルが誕生する時代ではおますが、ホンマの実力はそんな一夜漬けでは養えまへん。長い下積みがあってこそ能力が磨かれまんねん。それはどんな世界でもおんなじだっせ・・・」ラジオから流れる仁鶴の言葉に励まされた若者や受験生は多かつたろう。それは仁鶴の生き方であり、人間の心得を理解した生身の言葉だからこそ、この人の笑いには納得させられ、尖った世の中を丸くさせる話芸があるのだと思う。笑福亭仁鶴こそは人気に見合う実力を兼ね備えた芸人だと思っている。売れっ子とはいえ、人気だけが先行した芸人や二世芸人・タレントには辟易（へきえき）である。

さて現役の人間国宝は東京の落語協会顧問の柳家小三治である。4人目は誰であろう。桂歌丸との呼び声も高いが、上方落語会では笑福亭仁鶴を置いて他になしと心に決めている。

参考 ・花のれん 山崎豊子
・旅芸人がいた風景 沖浦和光



「部落差別解消法とメディア・リテラシー」

はじめに

昨年、もっとも衝撃を受けたニュースの一つが7月26日に一人の男性が神奈川県相模原市にある障害者施設に押し入り46人の無抵抗の人たちを襲い、19名の方の命を奪った「やまゆり園事件」でした。男性は、フェイスブックなどで、「障害者は不幸をつくることしかできない」「存在しなくてもいい命がある」という趣旨のことを発信したと報じられています。

事件も衝撃的でしたが、その後、9月12日には四十九日を機にこの事件の意味を深く問う集いが梅田のヨドバシ前で開かれました。そこでは、大阪や京都、神戸に住む心身にさまざまな障害を持つ人たち、応援する人たちがアピールをしました。そのなかには事件のあと、虐殺をした男性の主張に同調する意見がネット上に溢れかえって、それを見ると障害を持っている自分が生きていいのかとまで思わされたと言った方がいました。

インターネットという強力な拡散機能を持つメディアは、何か事件が起こった時にいわゆる強者の側、多数派の見方に傾く可能性があることを改めて痛感させられました。同時に、発言を聞くまで、障害者の命を否定する男性の主張に同調する多数派の声が、どんなに当事者にダメージを与えているか、ということに気づけなかった自分

の鈍感さにもショックを受けたのです。メディアからの情報は目には見えないけれど、場合によれば人の生死に関わる「凶器」になることに思いを馳せることができていなかったのです。

メディア・テクノロジーの進展にもなって、ラジオ、映画、テレビ、インターネットと新しいメディアが登場するたびに社会の情報化には拍車がかかっていますが、特にインターネットの登場以降、変化は以前とくらべてとてつもなく大きいと感じています。2017年1月元旦の新聞には、「IOT」（インターネット・オブ・シングズの略）やAI（人工知能）という言葉が溢れていました。新しいメディアの登場や情報化の深化について、ややもすれば経済的利益や効率化という観点からの議論が先行しています。しかし、政治・経済・文化というあらゆる面でメディアの機能と社会を生きる私たちの関係について考えていくことが求められているのではないのでしょうか。

とりわけ、人権課題について考えていく際に、私たち一人ひとりがメディア社会（メディアからの情報が偏在する社会）を生活しているという視点を欠くことはできません。最近では、部落差別との関わりでメディア社会の重要性を改めて提起したのは部落差別解消法の成立があります。

部落差別解消法の成立

2016年12月9日、議員立法により「部落差別の解消の推進に関する法律案」が国会で可決されました。法律はその目的を第1条で次のように掲げています。

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

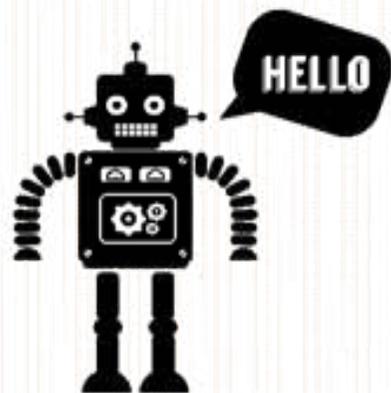
すでに参議院のサイトでは、法務委員会での議事録があがっています。仔細に検討するには至っていませんが、与野党の委員が各党が招いた参考人の意見陳述も含めて、想像以上に真剣に部落問題とは何か、その歴史と到達点、法律の制定が求められる部落差別の現実認識、法律にできること、できないことについて議論しています。もちろん、これまで部落問題の解決をめぐる相反する考え方がありましたから、委員会でも提案に対して最後まで反対する意見も見られます。議事録を読む

と、部落問題の捉え方、解決の方向をめぐって複雑な力関係がせめぎあっていることがわかります。

そのなかで印象に残ったのは、法律の名称にこれまでにない「部落差別」を持ってきたことについて、提案者の一人が正面から語るのが難しいこの問題を正面から語れる環境をつくりたいと考えてこの名称にしたと答弁していることです。

また、参考人からは、陰湿な結婚差別の事例が具体的に語られていること、別の参考人は2002年の法律失効以降、人権教育・啓発推進法はあるものの部落問題の位置付けが予想以上に急速に薄らいで来ていることなども指摘されています。

今回の法律では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」としている点にも注目されます。まず、委員会では、現在も根強く残る結婚差別や戸籍情報の流出による身元調査などこれまでに指摘されている差別の存在を



十分に議論しています。さらに、委員会では、鳥取ループが「全国部落調査」の復刻版をインターネット上で販売を企図したこと（出版は出版禁止の仮処分が認められた）、その後、インターネット上に掲載され永久に閲覧可能になったこと、くわえて、そのアカウントを10分おきにツイッターで発信していることなどのインターネットでの差別情報の拡散を深刻な事態として指摘しています。

質疑では、提案者はインターネット上の差別情報に対して現行法では対処できない部分もあるが、今回の法律は禁止規定、罰則規定のない理念法であり具体的に対処できるわけではないが、この法律によって部落差別が発生しないような社会意識を確立していきたいと答弁しています。

振り返ってみると、1995年を境にしたインターネットの爆発的な普及に伴って瞬く間に発生したインターネット上の差別的な掲示板や書き込み、サイトの存在に対して早い時期から部落問題に取り組む人々、行政関係者や研究者は、新たな差別的な状況として警鐘を鳴らし法的な規律や教育・啓発を含めて行政的な施策を求めてきました。今回、不十分とは言えようやくその声が法律として結実したとも考えられます。

法律の制定の決定打になったのは、やはり、「全国部落調査」のインターネットでの公開ではないかと思いました。わたしは、非常勤講師として大学

で同和教育論、人権教育論で大学生と接してきました。中学や高校で部落問題を学んでいる比率は確実に低くなっていると感じています。一方でいまだに家族、親族、友人、地域社会などインフォーマルな空間では部落に対する執拗な偏見や忌避感が語られていることも感じます。インターネット上の差別的な情報がそれに拍車をかけているでしょう。

ですので、若い人々が「全国部落調査」などインターネット上の情報を見た時に簡単にその地区や住民を「部落」とみなして避けることも懸念されます。しかも、部落とは何か、部落差別とは何かを知らないままに、ましてや部落差別についての歴史性や現状を知らなければ、本人の意思に反して出身であることを示唆する情報を公開するのは、差別につながることを理解するのは難しいと思います。

部落問題を知らずに居住している地域が一方向的に「部落」であると規定された住民のことはどう考えればいいのか。

直接、部落差別に直面している人々の憤りや悲しみはどれほど深いか。冒頭にあげた「やまゆり園」事件後にお聞きした障害を持つ人々の声から考えると、深く傷つき、沈黙を強いられているのではないかと危惧します。地域社会に存在する部落差別を核にして、「全国部落調査」のデータが半永久的に閲覧可能になったことは、インターネットという今日的なメディアによって、新たに部落差別が起こる危険性を

拡大したとも考えられます。もっと言えば、すべての人がこの問題に直接的に関わる状況になったと感じています。

メディア社会を生きる

では、法律が掲げる「情報化の進展」のもとで新たに变化する差別状況に対してどのように考えていけばよいのか少し考えてみたいと思います。

委員会では、ある委員が政府委員に対して、ドイツなど EU 諸国では実現しているプロバイダーと話し合い合意の上で差別情報の拡散を防げないかと果敢に質問を繰り返しています。

たぶん、ここで委員が発言していることを実現していこうと思えば、「表現の自由」を保障しつつ一方で人権を侵害することのないようなメディア社会をつくるうえで、政府、メディア企業、市民による合意と規律が必要だという共通理解が求められます。

そこに向けては、私たち一人ひとりがメディア社会を構成する一員であり、主権者であるという意識を持つことが必要条件になります。この必要条件をつくる取り組みが決定的に遅れているというのが私の立場です。

とても迂遠に見えて、実は一人ひとりがメディア社会を生きる主権者としての自覚を獲得する取り組みが、今回の法律の要請を実現していくのではないかと考えています。メディア社会を能動的に生きるための学びがメディア・リテラシーと言われている分野です。

ごく簡単にアウトラインを述べます。



第1に、わたしたちがメディア社会を生きているという現実をはっきりと意識することが出発点だと思います。新聞や書籍などの活字メディア、ラジオ、テレビやYouTubeなどの動く映像、インターネット、SNSなど毎日、接する情報が生活の隅々にまで行き渡っているために、かえってそのことに気づくことすら難しいと言えます。

第2に、メディアからの情報が自然に発生しているのではなく、人の手を経て無数の選択と判断の上で制作されて私たちをターゲットにして提供されていることを意識することです。

昨年、11月にはDeNAのまとめサイトで記事の誤りや盗作が発覚したことは記憶に新しいことです。その背景には会社がインターネット上の広告費を目的にひたすらユーザーからクリックされることを優先して、テーマ、内容、分量が定められて記事が大量生産されていたことが指摘されています。その結果、広告費は、月あたり

約15億円とそれまでの5倍にも上がったということです。(日経新聞、2016年12月27日「まとめサイト不信の連鎖」1)。

第3に、メディアからの情報が知らないうちに自分自身のものの考え方や深く関わっている可能性があることに気づくことです。

メディアが伝えているものの考え方を立ち止まって吟味することを通して自分の持っているさまざまなステレオタイプと向き合うことにつながります。さらに、自分の情報空間(どんなメディアと付き合っているか)を振り返ってみて、本当に多様な情報が入ってくるようにコントロールしているかをいつも見極めておく必要があります。

一言で言うと、メディアを意識し、メディアについて制度や産業面も含めて学ぶ機会を持つこと。そして、「これって何?」「誰が発信しているの?」「誰に向けて?」「誰の利益になるの?」「取り上げられていない観点は何か?」といった問いを持ってメディアからの情報に付き合うことが第一歩だと思います。

もちろん、部落問題だけではなく、人権課題に向き合っていく際にその課題の背景や歴史、現状、取り組み等について当事者の視点から学ぶことは第1に必要なことだと思います。

加えて、あらゆる情報がメディアによってもたらされていることを考えた時、メディアについて学び、マイノリティの視点から分析する視点と方法

を獲得することは、一人ひとりが日常的に思考することにつながっていきます。

ただ、ここにあげたことを日常的に一人で行うのは結構難しいのも事実です。やはり、複数でメディアについて考える時間を持つこと、その時、さまざまな観点から発言を聞いて自分の考えを深めていくこと。一見、回り道に見える取り組みが、世間で言われている「ふつう」を乗り越えて自分の考えを表現することになっていきます。その意味で、わたしはメディアについて学ぶことは、市民の表現の自由を実現し、とりわけ沈黙を強いられて生きる多くの人びとのエンパワメントにつながっていくと考えていますので、今年も地道に取り組んでいきたいと思いません。



楽遊ガイド

石原 敏(評議員)

X 看守 (元)、おつれあい、ご家族の皆様には幸多かれ。 12 年間にわたり、文字を教え、差し入れをし… 石川一雄さんを支え続ける…

2月はじめの31回目の三者協議(東京高裁・高検・弁護団)で再審、下山鑑定人(有罪判決の決め手となった万年筆は被害者のものではない!)の尋問開始…の朗報を願いつつ…。

昨年12月3日、「リバティ大阪」で行われた、部落解放大阪府民共闘会議結成50年記念集会のゲストとして、一雄さん、早智子さんが、53年目の心境を語りました。一雄さんは30分ほどを、X看守さんへの感謝に終始しました。退職後の今も親交は続き、「恩人」と慕っています。

彼は出会いに恵まれてきました。今の保護司さんは、『SAYAMA～見えない手錠をはずすまで』を3回も見て、励ましてくれているそうですし…。

1964年3月11日の「死刑判決」後も「10年で出られるから…」と、獄中で語っていた彼に、「そんなことはありえない」「だまされている」…と諭してくれた、竹内景助さん(三鷹事件)らがいてこそ、その年9月10日、東京高裁、第二審第一回公判での、「裁判長、お手数をかけて申し訳ありませんが、私はYちゃんを殺していません。このことは、弁護士

さをにも言っていない」の宣言となり、見えない手錠をはずす闘いが始まります。

荻原祐介さん(事件直後から救援に奔走)、亀井トムさん(週間埼玉主宰)、難波英夫さん(国民救援会・石川一雄君を守る会)、野本武一さん(部落解放同盟)…など、当初からの支援者。そして、無実を訴えるなら、「短歌」がいいからと、イロハを教えてくれた、死刑囚のZさん…。Xさんも「後々まで残るからと」短歌をすすめました。

鉄格子顔すりよせて聴く蟬の声生まれし街(ガイ)が思い出さる

(1965年9月1日)

わずか一年ですよ!学び始めて…。集中力に脱帽です。「石川さんは、たぶん無罪。しかしこのままでは死刑になる。文字を覚えて皆さんに無実を訴えなさい」と、クビを覚悟で文字を教えてくれたXさん。彼も「死刑囚」の「自

由」を利用して、寝る間も惜しんで努力してうまれました。マンツーマンの学習は8年間続きます。

「仮出獄」(1994年12月21日)後、Xさんの家に行って、おつれあいさんが、(死刑囚には両親、家族しか差し入れできないので)両親のふりをしてペンや切手、はがきなどを差し入れてくれていたことをはじめて知ることになります。差し入れは12年にわたりました。

Xさんは、彼とつき合っていることで、「つき合いを止める」という家もあったが、死ぬまでつき合う、と言ってくれています。

「無実」「助けて」…など、必要な漢字から教えてもらいながら、「書けば覚えるので何回でも書け」といわれ、懸命に書き続けました。戦前の辞書を使っていたため、今でも昔の漢字を使ってしまうことがあります。

短歌はこれまでに5000首くらいは詠んでいると思う、とのこと。驚きです。この日もこの短歌の色紙を府民共闘議長に渡していました。集会の度に渡しているそうです。

時空越え科学の力で光見え堅禪一番
司法に臨む

(2016年12月3日)

短歌から彼の心の動き、叫びが伝わってきます。

第二審はじめから、家族を中心に少なからぬ人びとが彼を力づけ、支えて

手はいましたが…。

無実をば叫び続けて監房に吾の真実
如何(どこ)に知らさむ

(1965年9月30日)

1967年、国民救援会、石川一雄君を守る会結成。

救会(きゅうかい)の正義にはばたく
皆々の力うれしき独房の石川一雄
(おれ)

(1969年10月16日)

部落解放同盟、69・70年から全国的、組織的に取り組み始める。

わが軀幹(からだ)暗夜の獄に埋もれ
れども心は常に荊冠旗の下

(1973年11月3日)

獄中から、週刊誌にも積極的に投稿しています。

鉄窓にヒマラヤ杉が黒々と揺れる梢
に星ひとつ見ゆ

(『週間文春』1965年10月2日)

色褪せし青き蒲団にくるまりて眠れば
夢に父母浮ぶ

(『週間大衆』1965年10月27日)

下山鑑定書の提出後、胸に問えていたものが取れ、外に出てみると月が煌々と私を照らしてくれているように感じました。強風によって雲を吹き飛ばしてくれたのですが、多分良い年になりそうだと思い詠んだ歌です。

満月にベランダいでて佇めば月は急いで雲を掛け抜け

(2017年1月1日)

Xさんに感謝をこめて…僣越ながら私も詠んで見ました

身を賭して教え教わる8年間二人の間に生まれる絆深し

(2017年1月1日)

さて、最大の支援者でパートナーの早智子さん(1996年12月21日結婚)。この20年、狭山の運動は大きく広がりました。彼女の存在が大きいです。この日も「時間通り終われよ」との彼の言葉を背に話し出しましたが、思いが先に行って…「えっ、もう時間?用意した原稿の半分も話してない…」といつものパターンで、会場を笑いに…。会場にくるのに、大阪駅で「芦原橋」を駅員さんに聞いておきながら、着いたところが「天王寺」…「環状でないと止まりません…」を聞き逃したので

しょうね。映画でもわかりますし、身体つきからもですが、最強、最笑の、ボケとツッコミです。M-1グランプリの一次予選は通過すると思います。

ゲストなのに舞台、会場を動きまわっています。写真を撮って『冤罪狭山事件』に載せるためです。落ち着いてないのに文章もちゃんと書いているのですから感心します。検索してみてください。

参考図書・狭山パンフ(部落解放同盟)、土方鉄『差別裁判』(新報新書)、石川一雄獄中歌集』(たいまつ新書)、石川一雄獄中日記』(三一書房)、



報告 はじめてのリバティ裁判

福島 智子(事務局)

10月21日10時から、大阪地方裁判所で、第6回口頭弁論が開かれ、傍聴しました。

今回はじめて参加したので、当日は9時過ぎには裁判所へ到着しました。すでにたくさんの方が待っておられ、傍聴希望者が多かったので、9時30分から整理券が配られ、9時45分から抽選になり、10時には91席の傍聴席が満席になりました。

本来なら、傍聴席の人は声を上げてはいけないのですが、毎回、あまりに聞き取れなかったようで「大きい声でお願いします」と声が上がり、おかげ

さまでしっかり聞き取ることが出来ました。

開始までに、これまで参加したことのある方に、「すぐに終わるよ」と聞いていたのですが、本当に15分ほどで終了しました。

テレビの影響で、「静粛に!静粛に!」といった感じで進められるイメージでしたが、ピリピリした感じではなかったのが意外でした。

はじめにリバティ側の弁護団より、これまでの経過から、当時の橋下元市長が視察した際に語られた言葉があって、展示内容が変わった経緯などにつ

いて説明がありました。

説明の中で、リバティおおさかは、登録博物館なので、博物館法や社会教育法などの法律に基づいて運営されてきたので、今回の問題は、市からの追いつき行為で、行政による権利濫用につながるという説明でした。しかし、大阪市側は、登録博物館は博物館法で、自主運営するとなっているといわれ、リバティ側の意見を聞き入れるというよりも、全く聞き入れない感じでした。

終了後の報告集会では、弁護団1人1人から報告を受け、会場に参加した方々からも、「何としてでもリバティを守らないとあかん！」という思いのつまった意見がたくさん出されました。

最後に、共同代表の寺木伸明さんは、「リバティは差別にあらがう人たちの歴史を紹介した施設で、それを消して

はならない。差別と人権に特化していることは当然だ」と話をされました。

参加して、大阪市側のいう「公益性がない」という意見を理解できないし、潰そうとしているとしか思えない。できた経緯やこれまで担ってきた成果などをふまえて、前向きに一緒に作っていくことができないのか？現状からは難しく感じるが、今後も1人でもたくさんの方がこの裁判に集い、リバティおおさかが今後も運営を続けられるように、自分たちでできることは行動し、参加していきたいと思いました。

第8回口頭弁論

3月24日（金）14時から
大阪地裁

報告 水平社博物館フィールドワーク



酒井留美（事務局）

明治4年（1871年）、「穢多非人」などの呼称や身分が廃止される「解放令」が出されました。形式上の被差別身分からは解放されたものの、実際には多くの差別が残り、死牛馬処理の特権がなくなり、貧困へと陥ったのです。

部落の劣悪な環境改善や差別の解消を求める運動から始まり、1922年3月、全国水平社が創立、日本最初の人権宣言ともいわれる「水平社宣言」が

水平社創立大会において読み上げられました。

水平社運動に身を投じ、差別に抗い続けた人たちの思いを語り継ぐべくして、水平社結成の中心となった奈良県御所市柏原に1998年、水平社博物館が建設されました。

差別をなくすために闘った人たちの貴重な資料に触れると共に、今なお残る部落差別を考える機会になればと、まちづくり講座で企画しました。

参加者の感想

・はじめて水平社博物館をたずねたので、展示を見る時間が全くたりなかったです。寺本さんからリバティ大阪のお話が出ましたが水平社博物館が人権博物館としてユネスコで認定されたのに、なぜリバティ大阪が認定されていないのか、もっとガンバって行かなければと思いました。

・同和問題を遠くで見えていましたけど、本日、参加して感じ方が変わりました。これからも参加して勉強していきたい。

★人権文化のまちづくり講座での初めての人権バスツアー。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と高らかに人間の尊厳と平等をうたいあげられ結成された、全国水平社。結成の中心となったのが奈良県御所市柏原の青年だったということがあ

り、柏原が水平社発祥の地・人権のふるさととして親しまれているところにある水平社博物館、当日、来館者がとても多く混雑していたので、ゆっくり見れなかったのが残念でしたがガイドの方がとても丁寧でわかり易く良かったです。

御所市人権センターをお借りして昼食をとり、その後、寺本さんのDVDを見てもらい、全体の感想をいただきました。

参加者が豊中市在住ではあるが遠方の町の方がほとんどでした。はじめてお目にかかる方が半数いらっしゃいました。

報告

現代的課題講演会

福島 智子（事務局）

「ヘイトスピーチから考える在日コリアンの人権」

文公輝さん

（多民族共生人権教育センター理事）

ヘイトスピーチとは簡単に変えることが難しかったり、できない人間の属性、人種、民族、障害、性別、性的指向、宗教など、そこに基づいて、誹謗中傷や侮蔑、侮辱をおこなうことです。ウソや偏った情報を元に恐怖心、偏見をあおることで、社会からの排斥や暴力、殺してしまえという殺害をほのめかしたり、脅したり、これがいわゆる



ヘイトスピーチという言葉の定義として解釈をされています。

ヘイトスピーチの現状

国際結婚の増加に伴い、外国にルーツをもつ人の割合も増えて来ています。

そのような状況の中で、ヘイトスピーチやネット上での差別や偏見の現状があります。

講師の文さんも、はじめてヘイトデモを目の当たりにした時は、1人で反論できるような雰囲気ではなく、その後も子どもさんを連れての外出することが怖かったそうです。

今年行われた、東京都知事選挙では、「在日特権を許さない市民の会」の元会長が立候補し、選挙演説中も、「在日韓国朝鮮人は、日本から叩き出せ」というような事を言っていました。選挙では11万票取りました。

ヘイトスピーチ解消法

そのような現状から、今年5月に「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、6月に施行されました。このヘイトスピーチ解消法とは「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解決に向けた取組の推進に関する法律」で、参院決議では、人種差別撤廃条約の精神に鑑み、アイヌ・沖縄・部落差別などの様々な差別によるヘイトスピーチに対して

も、適切に対処することが確認されています。

この法律によって、ヘイトスピーチの問題を国民の責務とし、国と地方自治の責務と努力義務として、実情に応じた施策を講じるように努めなければいけません。

最近では、ヘイトスピーチ解消法の影響や、ヘイトスピーチを批判する、カウンター行動によって、ヘイトデモも激減しています。ただ、その分、インターネット上で同じようなヘイトスピーチが繰り返されており、減少したとはいえません。

今後、在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチや差別をなくすためには、その背景を知る必要があります。背景には、「在日資格・特別永住者は在日特権だ」や「通名は在日特権だ」などと言ったデマが、事実かのように広まっています。しかし事実は、植民地時代に、日本国籍を持って入国された人たちの子孫なので、不法入国者の子孫でもないし、当たり前で在留資格があります。通称名は住民票にも記載されているので、すべての公的書類にも記載されるので、犯罪等を逃れることなどはできません。

当たり前のことなのですが、まだまだ在日韓国・朝鮮人だからという偏見が背景にあり、インターネット上などでは、間違ったデマがたくさんあります。なくして行くためには、今後も正しく知る機会と、私たち1人1人が間違いを正していく事が大切だと思います。

報告 企業人権協 との交流会

1975年に「部落地名総鑑」が発覚してから42年、各企業でも人権・部落問題の取り組みが具体的に始まり、この交流会を毎年おこなっています

今回は11月22日、豊中人権まちづくりセンターでおこないました

まず、企業人権協の会員・関西国際空港産業(株)から「関西国際空港産業(株)の人権への取り組み～空港とともに」ということで、空港を利用される方が気持ちよく過ごせるよう研修を重ね運営されている報告がありました。次に「部落問題」のワークショップを講師、佐佐木事務局長で行いました。

ワークショップ内容

2016年1月に「部落地名公開事件」が起きました。「鳥取ループ」なる者が「部落地名総鑑」の原本と言われ、80年前に「中央融和事業協会」によって作成された「全国部落調査」を復刻・再編集し、出版販売およびデータ公開を企てたのです。すぐさま部落解放同盟関係者によって、裁判所に仮処分申し立てが行われ、出版の差し止めとサイトの削除を求める決定が出されました。しかし彼らはそれに従わず、本訴を含めた係争が続いています。部落差別の根絶の中で起きたこの事件は、部落問題に関わる者にとっては重大かつ深刻な問題です。

この事件を俎上におき、テーマは被告鳥取ループの主張から①部落とされる場所は今まで何度も公開されたこ

酒井 留美(事務局)

と、「同和地区の場所は今まで何度も出版物などで公開されてきた。その多くは行政機関や原告解放同盟の関係団体によるものもある。②「同和タブー」が問題解決の多様な取り組みの障害となっていること、「我々は差別されているから」ということを前提に行政から保護や施しを受けるのは恥ずべきことである。今こそ「エタであることに誇る」という水平社宣言の原点に立ち返り、部落に対する暗いイメージを破壊することが求められているのである。この二つの「主張」について、問題点・対応などの意見を出し合いました。

交流会での久しぶりのワークショップ、参加された人たちと考える場を共有し、問題を見極め新たなことを知るの良かったと思います。このような事を重ね、構えず自然に部落問題を話せる関係を深めていきたいです。



報告 フィールドワークに携わって

年月が経つのは早いものだ。僕が豊中の地域のフィールドワークを担当するようになって今年（2017年）で4年目になる。

フィールドワークでは、行政職員や教職員、部落・人権問題を学んでいる大学生など様々な人達を対象に、豊中人権まちづくりセンターからスタートして、轟木公園、屠場跡地（畜魂碑）、旧メインストリート、轟温泉跡地、市営住宅1～4棟、信行寺など、豊中の地域の中、いわゆる豊中の部落の中を順番に案内しながら回っていく。

世間から差別の対象とされている土地を実際に歩いて自分の目で見て回することで、部落問題の現状や課題について学んでもらうことを目的におこなわれているわけだが、昔と違って今は特別変わった街の様子が見れるわけでも差別の徴や痕跡が確認できるわけでもない。はっきり言ってしまえば他と何ら変わらない普通の街並みがそこにあるだけだ。したがって、フィールドワークでただ歩いただけでは、参加者に「部落差別の厳しさ」を直接伝えたり、肌で感じてもらうことは難しいと思う。

このように書くと「あまり意味がないのでは？」と思われるかもしれないが、決してそういうわけではない。フィールドワークに参加した人達は、噂話やインターネット上にてマイナスイメージで語られている部落の姿

重本 洋輔（事務局）

と実際に自分の目で見えた部落の姿との違い、新築の家や市営住宅に部落外から来た人もたくさん住んでいる様子などから、「どこに差別される理由があるのかわからない」「なぜ、今も部落差別があるのか（差別する人がいるのか）わからない」といった疑問とともに「部落差別はおかしい」といった思いをもって帰っていく。

このようにフィールドワークとは、実際に部落の中を歩いてみることで「嘘偽りのない本当の部落の姿」を知り、「世間で噂されている部落のイメージが如何にデタラメか」「部落を差別する人は如何に無意味なことにこだわっているのか」といったことを具体的に確認できる貴重な機会なのだ。

フィールドワークだけでは、部落問題の全てを学んでもらうことはできないし、「部落差別の厳しさ」を直接伝えたり、肌で感じてもらうことはできないかもしれないが、今後も「嘘偽りのない本当の部落の姿」について伝えるとともに「差別はおかしい」といった考えを持つ人達を増やしていきたいと思う。



報告 世界人権宣言 68 周年記念豊中集会

酒井 留美（事務局）

「3・11を忘れない、想いを馳せる、記憶に刻む」



11月30日、世界人権宣言68周年記念豊中集会が開催されました。

東日本大震災から5年余、少しずつ復旧・復興が進んでいますが、時間の経過とともに人々の記憶は鮮明さを失い、関心も希薄になってきています。そこで、ドキュメンタリー「大津波 3.11 未来への記憶」の上映をおこない、上映後、河邑監督にお話をいただきました。

映画はお宮参りで初孫を抱いた両親をその2時間後失った陸前高田の米沢さん、手を放した瞬間に夫が津波にさらわれた気仙沼で酒屋を営む菅原さん、様々な方々が津波で身近な人を亡くしながらも、不思議な偶然に導かれて、出来事を伝える使命を感じている人々、希望を見つめて生きている人々、震災の実態がリアルに感じられる、忘れてはいけない震災の記録で、次の世

代に語り継ぐ「未来へのメッセージ」です。

上映後、河邑監督から映画に出てこられた方のその後を少しお伺いしました。死者を忘れず、先祖から子孫へ記憶を伝承していく力が、東北の風土に流れており、撮影へ行くたびに希望をいただいたとおっしゃっていました。

映画にでてきた、お宮参りの2時間後亡くなられた、おばあちゃんに抱かれていた赤ちゃん（たえちゃん）が来春、小学校へ入学するという事で豊中からたえちゃんにエールの寄せ書きをしました。とても心温まるものことができました。

また、参加された方々からドキュメンタリーだけど、ストーリーがあり、主張も気持ちも訴えるものも、ほのぼのと伝わるもので、絶対に忘れてはいけないなど多くの感想をいただきました。5年前の3月11日何があったのか、今一度、記憶に刻み、想いを馳せ、考えるいい機会になったと思います。

1人でも多くの方に「大津波 3.11 未来への記憶」を見ていただきたいと思います。DVDをとよなか人権文化まちづくり協会が持っています。貸し出しをしますので、ぜひご覧ください。

報告 部落解放研究第50回全国集会

重本 洋輔（事務局）

難しかった「永続敗戦論」 しかし、学ぶこともあった

2016年10月18日～20日かけて、全国水平社結成の地である奈良県にて、「部落解放研究第50回全国集会」が開催され、部落解放同盟、行政、企業など、全国各地から7000人以上の参加があった。

3日間の集会をとおして、大学教授や文化人、行政職員や人権団体職員など、様々な方から話を聞いたが、ここでは、複雑な内容ながら印象に残った京都精華大学の白井聡さんによる「永続敗戦論」をテーマにした講演について報告したい。

まず僕自身、「永続敗戦論」という言葉を聞いたのは初めてであり、白井さんの説明をとおして、戦後の日本が国内やアジア諸国に対しては敗戦を否定・隠ぺいするかのような姿勢でいながら、一方でアメリカに対しては敗戦国として盲従を続けるといった姿勢を問題視したものだとして僕なりに解釈しているが、全体的に「とても難しい内容だった」というのが率直な感想だ。

しかし、標的となった人物や組織を集団で徹底的にバッシングするといった現在の風潮や、マイノリティに対する排除・差別煽動など、全体的に閉塞感が蔓延し、他人に対して不寛容になりつつある社会と、安倍政権の問題点とを重ね合わせたお話には、自分の中

で納得・共感できる部分も多かった。

白井さんによる安倍政権の一番の問題点とは、社会の荒んだ感情を政策で和らげていくのではなく、逆に都合よく煽る形で自分達の政策に利用しているということである。要するに表面上は「差別や排除はいけぬ。なくしていく」と言っておきながら、差別的思想を持つ人達から支持されるような発言・政策をおこなうことで、結果的に差別意識を社会に蔓延させているのが今の安倍政権である。

白井さんはこれらについて2012年ごろに起こった「黒子のバスケ脅迫事件※」における実行犯のエピソードなどを例にあげて説明してくれた。

先ほども書いたように講演自体は大変難しく感じたが、「なぜ、安倍政権がここまで支持されるのか？」「なぜ、このように他人に冷たい不寛容な社会になってしまったのか」など、疑問に思ってきた部分について、白井さんの「永続敗戦論」の話をとおして一つ学ぶことができたと思う。同時に安倍政権の矛盾やからくりにより多くの人が気づいていくとともに、自分達一人ひとりの力で差別や排除のない全ての人に寛容な社会にしていかなければならないと思った。

※黒子のバスケ事件とは

30代の男性が「黒子のバスケ」という当時連載されていた少年漫画の作者・関係者を執拗に脅迫し逮捕された事件。男性は逮捕後に、精神科医の香山リカさんの書籍と出会ったことで「何故、このような犯行におよんだのか」について自己分析をおこなった。そして、自身が少年時代から両親に学力・成績以外の全てを否定されるといった心理的ネグレクトによって常にプレッシャーを感じながら生きてきたことや、仕事や対人関係が上手くいかず常に自己剥奪感に襲われ続けたことで、人気漫画家（男性にとって人生の成功者）へ嫉妬心が生まれ、今回の犯

行におよんだことを告白した。また、男性はこれまでのインターネット上でのつながりをとおして、同じような境遇にある人間が増えてきていること、その多くが自分と違う価値観の人間に対して批判的・差別的であり、安倍政権の政策を全面的に支持するとともに、自分よりも弱い立場にある人間に対して攻撃的であるなどといった共通点について指摘している。



インフォメーション

ひゅうまんプラザ講演会

ふしぎな 部落問題

講師 フリーライター 角岡伸彦さん

【講師経歴】関西学院大学社会学部を卒業後、神戸新聞記者等を経て、現在はフリーライターとして活動。著書に「はじめての部落問題」「ふしぎな部落問題」など。

2月17日（金）14：00～16：00

会場 豊中市立中央公民館（豊中市曾根東町3-7-3）

書評

重本 洋輔（事務局）

発達障害の僕が 輝ける 場所をみつけられた理由

栗原類 KADOKAWA



ファッションモデルの栗原類さんをご存じだろうか？「ネガティブすぎるモデル」というキャッチコピーでブレイクし、端正な顔立ちと後ろ向きな性格といった独特なキャラクターで、俳優やタレントとしても活躍している人物だが、2015年にNHKの番組の中で、自分が発達障害だということをカミングアウトした。本人は以前からブログやツイッターで公言していたこともあって、大げさなつもりはなかったそうだが、著名人が自らの発達障害をカミングアウトしたことで、あちこちで大きな反響を呼ぶこととなった。

今回、紹介する本は、そんな栗原類さんが、発達障害に悩んでいる人とその家族に向けて、そして、発達障害についてよく知らない、わからないといった多くの人に向けて書いた「発達障害の僕が輝ける場所をみつけられた理由」である。

PART1～3にかけては、類さんの発達障害がどういったものか、類さんは何が得意で何が苦手なのか、自分の才能を発揮できる（輝くことのできる）場所をどのようにして見つけることができたのかなど、自己紹介とともにこれまで自分が歩んできた道のりについて書かれており、PART4では、母親の泉さん、主治医の高橋猛先生、友人であるピースの又吉直樹さん（芸人・作家）から見た類さんの魅力や人間性ととともに、なぜ、類さんが輝ける場所を見つけたことができたのかについて書かれている。

類さんは、8歳の時に当時住んでいたニューヨークで発達障害の一つADD（注意欠陥障害）と診断された。ちなみに母親の泉さんはADHD（注意欠陥・多動性障害）だそうだ。

類さんの場合、記憶が苦手であり、例えば料理をする際、ご飯を炊くように毎日おこなう作業は何度も繰り返してきたことで記憶できているが、料理のレシピを記憶することができず、毎回初めて作っているような感覚になるらしい。実は自分の過去についてもほとんど憶えておらず、この本も泉さんや高橋先生、知人らとともに自身の記

憶を探りながら書いたため、ものすごく時間がかかったそうだ。また、拘りが強く些細な変化が苦手であり、いつもと状況や順番が変わっただけで、気持ちが悪く落ち着かなくなったり、どうしていいのかわからなくなってしまうらしい。例えば冷蔵庫内の配置がいつもと違っただけで気になってしまい、元に戻そうとしたり、どこに戻していいのかわからなくなるそうだ。

そんな類さんが、泉さんのサポートや発達障害に寛容なアメリカでの小学校生活、高橋先生との出会いを通じて、自分の輝ける場所を見つけていくまでのエピソードからは、発達障害がどういったものなのかとともに、当事者が苦手を克服したり、自分らしく生きていくためには家族を含めた周囲の人間の理解や協力がいかに重要であるかについて知ることができる。また、個人的には読者自身が自分の長所や短所を把握し、長所を伸ばして短所を克服していくためのヒントにもなっていると思う。

日本では2004年に「発達障害者支援法」という法律が施行されてはいるが、発達障害が一般的に知られるようになったのはここ数年であり、まだまだ理解や支援は進んでおらず、生き辛さを抱えている人も多いと聞く。

この本が多くの人に読まれることで、発達障害が身近なものとして理解や支援が広まっていくことを願っている。

最後にどうでもいいことかもしれない

いが、本を読んでいく中で、類さんと高橋先生と又吉さんが3人ともなぜか同じような髪型ということに気づいてしまった…。個人的には今も気になって仕方がない(笑)

新聞切り抜き帖から

福島 智子(事務局)

医療ケアの必要な子どもの保育所への受け入れについて

毎日新聞 (2016年12月13日) より



今年6月の児童福祉法改正で、自治体に医療的ケア児支援強化の努力義務が課せられましたが、全国的に、保育所の受け入れ準備は進んでいないのが現状です。

毎日新聞が10月～11月に行った自治体アンケートでは、「私立が受け入れ可能であれば入所できるが、公立では受け入れていない」と回答した自治体。「受け入れたとしても、保護者が来所してケアする必要がある」と回

答した自治体や、「集団保育が可能と医師が判断した場合に限る」との条件付きなど、財政基盤が弱い中小自治体は、さらに対策が遅れている可能性が高いそうです。

そのような現状から、厚生労働省は、2017年度より、自治体が看護師を雇う費用の半分を国が負担するとしているので、今後、受け入れ体勢が進んでいくことを願っています。

今から20年ほど前になりますが、自分の子どもが保育所へ入所しているときにも、医療ケアが必要な子どもさんが来られていて、初めは通所できることに驚いた記憶がありました。当時はまだ受け入れ体勢も充分整ってはいなかったと思います。しかし、どの子ども同じように保育を受ける権利があるとして受け入れられていたと思います。他にも、アレルギーの症状で呼吸困難を伴う子どもさんもいて、職員さんも保護者も大変だったと思います。しかし、その子どもさんたちが特別ではなく、どの子ども同じように保育が受けられるにはどうしたらいいのか？を、他の保護者と共に考えられていたように思います。

豊中市では、2015年4月より、豊中市の公立保育所・公立幼稚園は幼保連携型認定こども園へ移行しました。基本的に、医療ケアの必要な子どもさんの受け入れは行っていますが、施設によっては、設備・人的体制がまだ整っていない施設もあることから、丁寧

面談を行いながら、入所の手続きを行っています。

問い合わせ

子育て給付課 (06-6858-2252)

蛭池地域から

福島 智子（事務局）

阪神大震災から、 高齢者交流の集いへ

阪神大震災をきっかけに、高齢者の横のつながりをとスタートした「高齢者交流の集い」

校区の社会福祉協議会・民生児童委員会・老人会などのみなさんと一緒に、当初は年に3回、蛭池人権まちづくりセンターで実施してきました。

しかし、センターにはエレベーターがないため、ここ数年は、駅前のルシオーレビル内の憩いの家で年1回実施しています。

毎回、70人～80人程の高齢者が参加され、1部と2部に分けて、1部には高齢者の課題にあった、情報の提供の場として開催し、2部には、高齢者の皆さんが参加できる、楽しいイベントを実施してきました。

今年度は、11月30日に開催しました。1部では、悪徳商法の手口が巧妙になってきていて、豊中市でも高齢者の被害が多発していることから、豊中市のくらし支援課の職員さんに、出前講座として来ていただき、「契約の

基本と悪徳商法の手口について」をテーマにお話をいただきました。「還付金詐欺」「息子が会社で不祥事を起こした」「証券会社から名義貸し」などに関わる事例など、本当に手口が巧妙になっていて、参加された高齢者



のみなさんも、真剣に聞き入っておられました。

2部は、同じ会場を使って、老人会の協力を得ながら、室内でできる「ニュースポーツ」ということで、輪投げやダーツなど、比較的誰でもが参加しやすい内容で実施しました。

たくさんの方が参加されましたが、手や足が不自由な方は、少し参加しにくかったように感じましたので、また来年度に向けて、どんな内容がいいのかを検討していきたいと思います。

豊中地域から

地域サロン

酒井 留美（事務局）

トークマインド

回復途上にある、在宅の精神障がい者の交流の場を整備促進し、共同活動を通じて自立と社会参加への意欲を養成するとともに、地域住民との交流機会を深めて、精神障がい者に対する理解と協力を広げることを目的とし、大阪府から「大阪府精神障がい者地域交流事業」の委託を受けて1997年から活動をスタートさせました。参加条件として・障がい手帳を持っている人・精神的な病気及び難病などで通院している人・一人住まいの高齢で一人での外出が困難な人、スタッフとして参加していただける人などです。約束事として、・お互いの、良いところも悪いところも認め合うこと・人の悪口を言わないこと・自分の価値観を押しつけないことなど、毎年始めにお互い確認し合い、みんなが安心して自分らしく

居れる場として毎月第2水曜日、主に外出支援を中心に活動を行っています。2013年から大阪府の委託の枠はずれましたが活動は継続しています。参加者はそれぞれ自分の役割があり（別に決めたわけでもない）、お互い尊重し合い事が進んでいきます。時々引っかき回す人もいますが、それはそれでまた、おかしいでと言う役の人がいてなんとなくまた進んでいく、とても不思議な、19年間続いているトークマインド独特な雰囲気があります。（何と表現していいか？気になる方は一度のぞいてみてください）

参加者の感想は・毎月の活動が楽しみ。勇気がわき友達の輪がひろがった。・人見知りの性格がなくなり、毎月みんなに会えるのをとても楽しみにしている。・心の垣根を取っばらいさ

さまざまな立場の人が仲間として同じ立場で楽しめる会になっているなど、確実にみんなの元気の源のひとつになっています。

これからも、さまざまな人・場所との出会いを広げ偏見や差別がなくなり誰もが、あたりまえに生活できる世の中になるよう、トークマインドのいろいろな活動を通して啓発していけたらと思っています。



変更のお願い

2月1日より、**HP、メール、ブログのアドレスが変更になります。**

以下のとおり、変更よろしくお願いいたします。

★HP

<http://jinken.la.coccan.jp/index.htm>

★ブログ

<http://toyonakajinken.cocolog-nifty.com/blog/>

★メール

bwz37306@nifty.com

あとがき

◆昨年12月「部落差別解消法」が施行されました。とても心強い気がします。どう使うか、使われるか、しっかり勉強しないと使いこなせませんよね。

◆2016年度もあと少し、今2017年度の事業を計画中です。いろいろなことを考えていますので、ぜひまたご参加ください。そしてご意見をお聞かせください。

◆先日、豊中市内の中学2年生320人に「部落問題」で話をさせてもらい

ました。地域の中学校以外の中学生に話をするのは初めてだったのでどのように伝わるのかとても気を使いました。事前学習に「ちがいのちがい、あっていいちがい、いけないちがい」が使われていました。どのように伝わったのか感想文を読むのが楽しみです。

◆今回の機関紙第54号2017年1月号ですが、皆さんに読んでいただけるのが2月になってしまいました。

遅れましたことお詫びいたします。

【事務局 酒井留美】



●編集：発行

一般財団法人

とよなか人権文化まちづくり協会

豊中市岡町北3-13-7 豊中人権まちづくりセンター内

TEL：06(6841)5300 FAX：06(6841)6655

HP：<http://jinken.la.coocan.jp/>

E MAIL：b wz37306@nifty.com 郵便振替：00960-8-153806

蛭池事務所 TEL:06(6841)2315 EMAIL:bpazk307@tcct.zaq.ne.jp